駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書

駐留軍関係離職者対策の根拠法となっている「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は、令

和5年5月16日で有効期限を迎える。駐留軍雇用は、米国の軍事政策や国際情勢等に影響

を受ける特殊な職場環境下にあり、本質的には不安定な状況に置かれている。

本県においては、平成18年5月の在日米軍再編に関する最終報告で「普天間飛行場の移

設、在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還」等が合意されている。令和4年

3月時点で海兵隊施設には4,857名、嘉手納以南の対象施設には3,622名の日本人従業員

が勤務し、駐留軍関係施設の移転等の状況いかんによっては駐留軍等労働者としての雇用

継続が困難となる事態も懸念される。

一方、昨今の全国的な雇用情勢は、新型コロナウイルスの影響もあり完全失業率2%台

後半で高止まりし、県内の失業率は全国よりも高い水準で推移している。そうした中で駐

留軍労働者の解雇が発出した場合、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易ではなく、

県経済、地域雇用情勢に与える影響は甚大である。

よって本市議会は、有効期限を迎える駐留軍関係離職者等臨時措置法の再延長について、

強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月23日

沖縄県官野湾市議会

宛先:防衛大臣、厚生労働大臣